

**No.4 建築基準法第 51 条に基づく一般廃棄物処理施設及び
産業廃棄物処理施設の設置に関する案件概要**

**議第 1455 号 建築基準法第 51 条に基づく一般廃棄物処理施設及び
産業廃棄物処理施設の設置**

名 称	三友プラントサービス（株）横浜 Bay 工場	
位 置	横浜市金沢区福浦二丁目 16 番 13	
敷 地 面 積	7,262.02 m ²	
用 途 地 域 等	工業地域	
施 設 概 要	構 造	鉄骨造・鉄筋コンクリート造
	主 要 用 途	廃棄物処理施設
	建 築 面 積	2,325.96 m ²
	延 床 面 積	2,759.92 m ²
	処 理 能 力	一般廃棄物処理施設 ・一般廃棄物の焼却施設 4,090 kg/ h 産業廃棄物処理施設 ・汚泥の焼却施設 83.28 m ³ / 日 ・廃油の焼却施設 84.72 m ³ / 日 ・廃プラスチック類の焼却施設 43.92 t / 日 ・その他廃棄物の焼却施設 98.16 t / 日 ・廃酸の中和施設 120.00 m ³ / 日 ・廃アルカリの中和施設 120.00 m ³ / 日 ・汚泥の脱水施設 236.30 m ³ / 日
	建 築 主	名称 三友プラントサービス株式会社 住所 神奈川県相模原市緑区橋本台一丁目 8 番 21
	運 営 主 体	名称 三友プラントサービス株式会社 住所 神奈川県相模原市緑区橋本台一丁目 8 番 21

(内容)

本事業者は、廃棄物の収集運搬、中間処理を業務とする廃棄物処分業者であり、神奈川県内で4か所、千葉県内で1か所の計5か所の廃棄物処理施設を運営しており、昭和57年に金沢区幸浦二丁目に自社の焼却・中和・脱水施設を設置し稼動しています。

今回、同区幸浦二丁目に設置している焼却施設の老朽化に伴い、同区福浦二丁目に焼却施設を新設し、併せて中和・脱水施設を新設します。

以下の理由から、建築基準法第51条の規定に基づく許可基準を満足しており、本市として、その敷地の位置は都市計画上支障がないと考え、当該施設の設置の許可をするため、横浜市都市計画審議会に付議するものです。

- 1 工業地域に立地していること
- 2 幹線道路に至る間の道路は搬出入車両が安全にすれ違えることができる十分な幅員を有しており、かつ、周辺道路の交通に支障を生じないよう対策を講じていること
- 3 大気質・騒音・振動・悪臭の発生源に対して十分な対策を講じることで、生活環境影響調査の予測値が基準値以下となるなど、周辺環境に配慮した計画としていること
- 4 隣接所有者等に事業内容を説明し、理解を得ていること